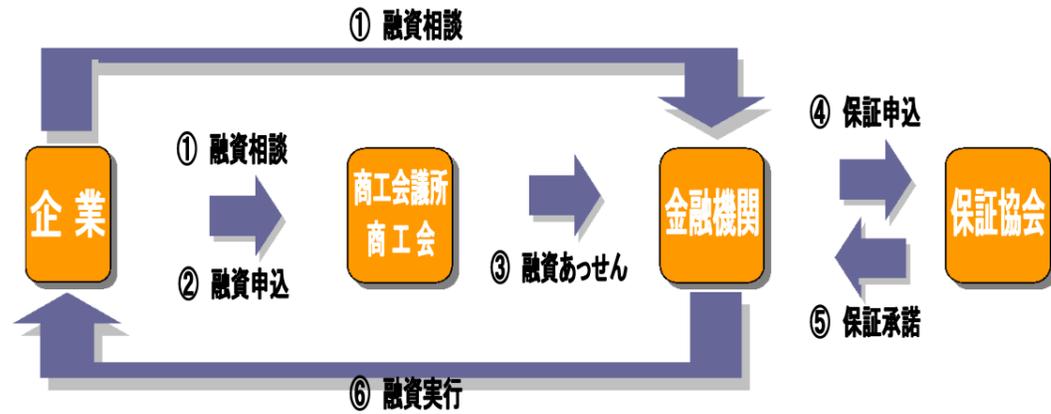


## 一般的な融資までの流れ



## 貸付対象外業務

中小企業振興資金 商工業パワーアップ資金 小口緊急特別資金

農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培(菌床栽培はのぞく)、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕など	
林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など(素材生産および素材生産サービス業を除く)	
漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業など	
水産養殖業	こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、金魚養殖、どじょう養殖など	
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合いなど(特別風俗営業飲食業者を除く)	
金融・保険業	商品券売買業など(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)	
サービス業	興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など
	娯楽業等	風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋競輪・競馬の競走場・競技団体・予想業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内業(けい線屋)
	旅館業	モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど
	浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業(ソーブランド、ファッションヘルスなど)
	農業サービス業	育苗センター、装蹄業など
	林業サービス業	狩猟業、植林請負業など
その他	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務(外国公務を除く)など、集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く)、学校法人など、民間職業紹介業(芸妓周旋業)	

## 富良野市の融資制度について

平成31年4月現在

この融資制度は、富良野市が市内金融機関の窓口を通じて、市内の事業者やこれから事業をしようとしている方へ融資を行い、さらに保証料及び利子の一部に対して補給金を行っています。

### ※ 保証料および利子の補給

- ・中小企業振興資金⇒当該年度に支払った保証料額の1/2+利子の1%を補給
- ・商工業パワーアップ資金⇒当該年度に支払った保証料額の1/2+利子の1%を補給
- ※チャレンジ資金⇒当該年度内に支払った保証料全額+利子発生から2年間(24回)分の利子全額保証(3年目以降は1%利子補給)
- ・小口緊急特別資金⇒当該年度に支払った保証料額の全額を補給

### ◇ 市内取扱金融機関

北洋銀行・北海道銀行・旭川信用金庫・空知商工信用組合の富良野支店

### お申込手続きについて

資金の借入を希望する方は、商工会議所・商工会・金融機関にある所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所または商工会に申込をしてください。

### ■ 必要な書類

★市税の納税証明書

★最近2か年分の決算書(新規に開業する方は不要)

★法人の場合は商業登記簿謄本(登記事項証明書)

★設備資金の申込の場合は、設備等の見積書およびカタログ、図面等

※上記のほかに、金融機関または信用保証協会において融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。



### この件に関するお問い合わせ

富良野市役所商工観光課商工労働係 TEL 0167-39-2312  
富良野商工会議所 TEL 0167-22-3555  
山部商工会 TEL 0167-42-2409